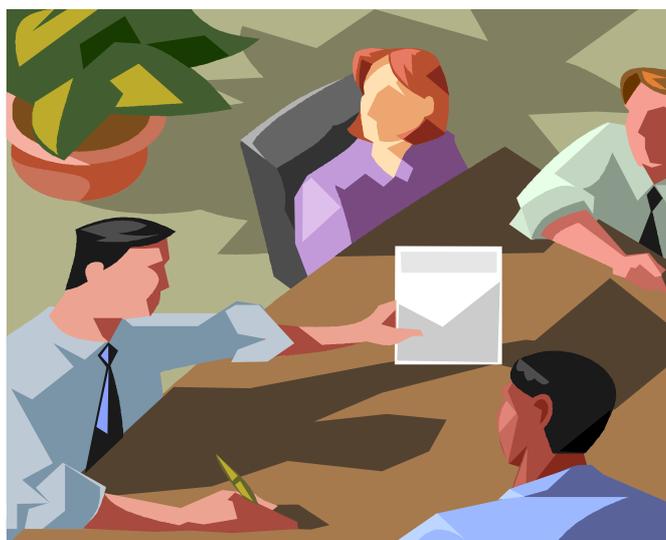


山梨県における 中小企業の労働事情

山梨県中小企業団体中央会

本調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会労働支援方針の策定に資することを目的として、全国一斉に毎年1回実施しているものです。これは、本調査の内から山梨県内の事業所分の集計結果をまとめたものです。(調査時点 平成16年7月1日)

- ・ 回答事業所の概要
- ・ 調査結果の概要
- 1. 経営について
- 2. 従業員(パートタイム労働者を除く)の労働時間について
- 3. 雇用調整(労働力の調整)について
- 4. 退職金制度について
- 5. 定年制及び雇用継続制度について
- 6. 賃金制度について
- 7. 新規学卒者の採用について
- 8. 賃金改定について



・ 回答事業所の概要

(1) 回答事業所の内訳

調査時点：平成 16 年 7 月 1 日現在

調査対象数：800 事業所(製造業 403 事業所、非製造業 397 事業所)

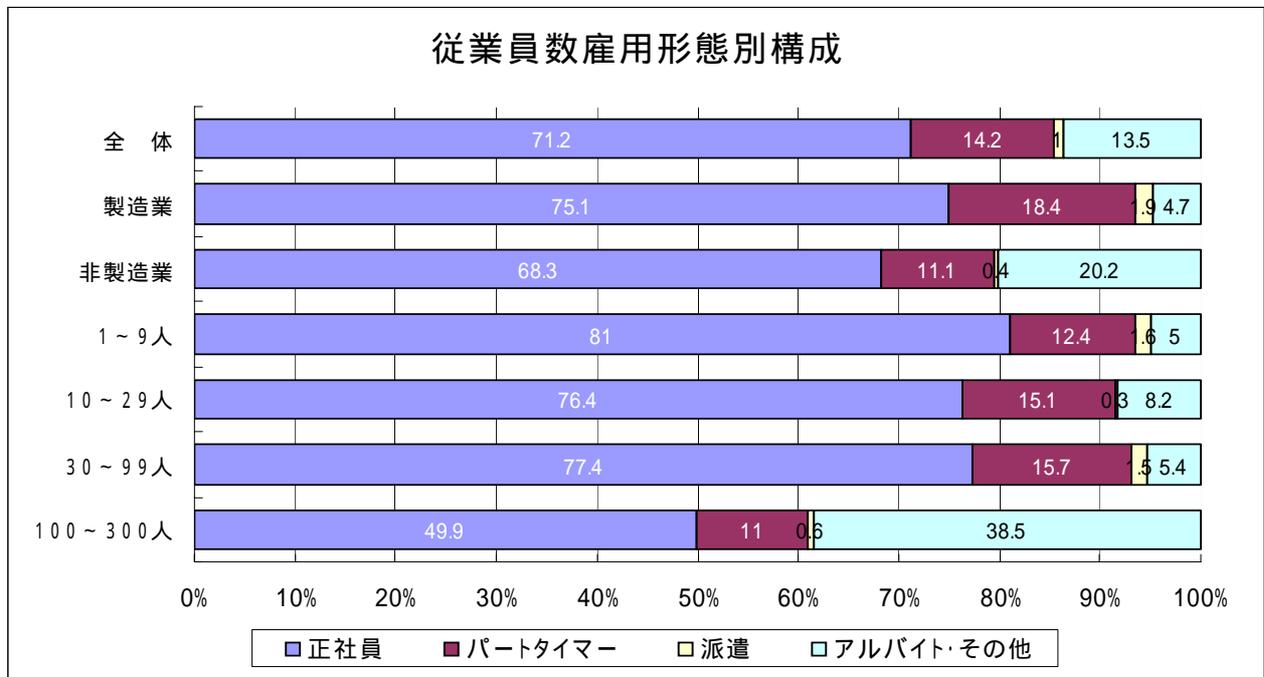
有効回答数：213 事業所(製造業 86 事業所、非製造業 127 事業所)

回 答 率：26.6%(製造業 21.3%、非製造業 31.9%)

	事業所数	内 訳			
		1～9人	10～29人	30～99人	100～300人
全業種	213 (100.0)	80 (37.6)	72 (33.8)	56 (26.3)	5 (2.3)
製造業	86 (100.0)	32 (37.2)	21 (24.4)	31 (36.0)	2 (2.3)
食料品	16 (100.0)	2 (12.5)	6 (37.5)	7 (43.8)	1 (6.3)
繊維・同製品	10 (100.0)	6 (60.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	-
木材・木製品	8 (100.0)	4 (50.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	-
出版・印刷・同関連	5 (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-
窯業・土石	7 (100.0)	3 (42.9)	2 (28.6)	2 (28.6)	-
化学工業	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-
金属、同製品	14 (100.0)	4 (28.6)	3 (21.4)	6 (42.9)	1 (7.1)
機械器具	11 (100.0)	3 (27.3)	1 (9.1)	7 (63.6)	-
その他製造業	14 (100.0)	7 (50.0)	4 (28.6)	3 (21.4)	-
非製造業	127 (100.0)	48 (37.8)	51 (40.2)	25 (19.7)	3 (2.4)
情報通信業	5 (100.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	-	-
運輸業	11 (100.0)	3 (27.3)	4 (36.4)	4 (36.4)	-
建設業	42 (100.0)	14 (33.3)	20 (47.6)	8 (19.0)	-
卸売業	20 (100.0)	11 (55.0)	6 (30.0)	2 (10.0)	1 (5.0)
小売業	21 (100.0)	14 (66.7)	3 (14.3)	4 (19.0)	-
サービス業	28 (100.0)	4 (14.3)	15 (53.6)	7 (25.0)	2 (7.1)

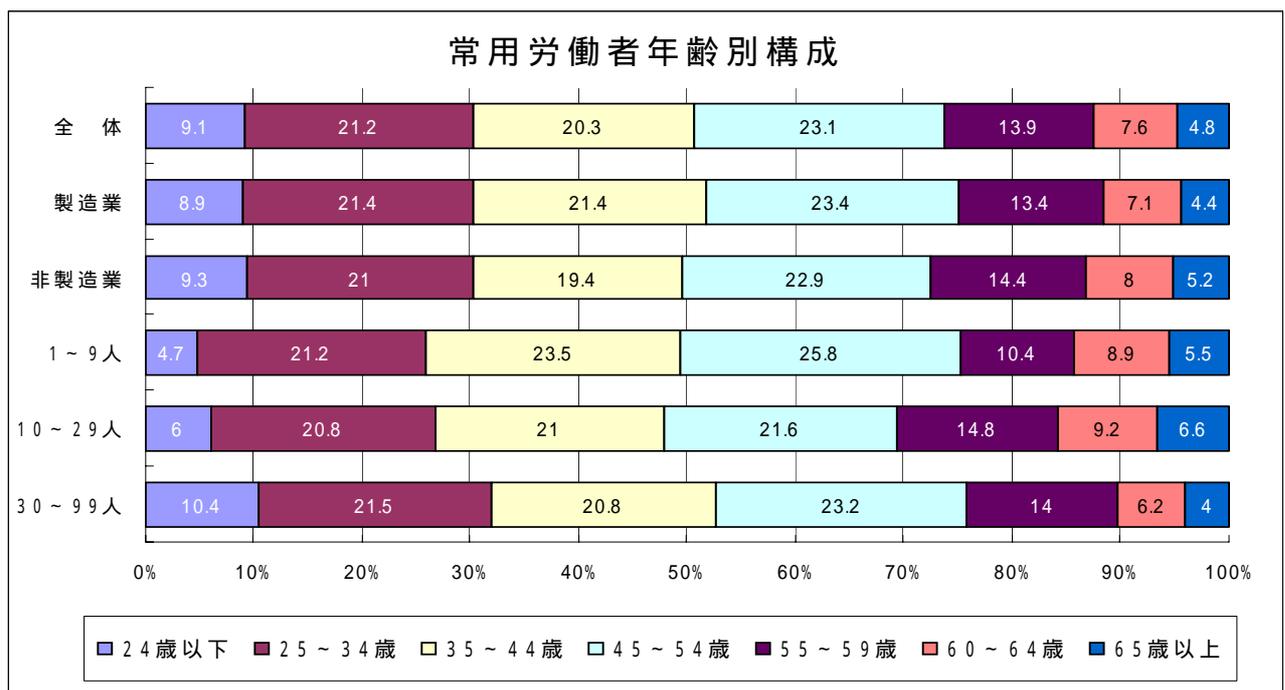
(2) 従業員雇用形態別構成

従業員の雇用形態は、「正社員」が71.2%、「パートタイマー」が14.2%、「派遣」が1.0%、「アルバイト・その他」が13.5%となっており、正社員と非正社員の割合は、製造業と非製造業では、非製造業が非正社員の割合が高く、従業員規模別では、規模が大きくなるほど、非正社員の割合が多くなる傾向にある。



(3) 常用労働者年齢別構成

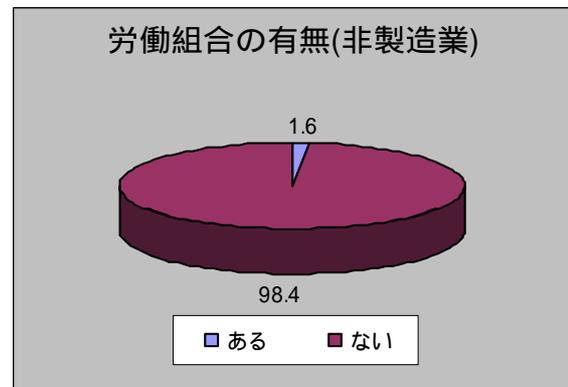
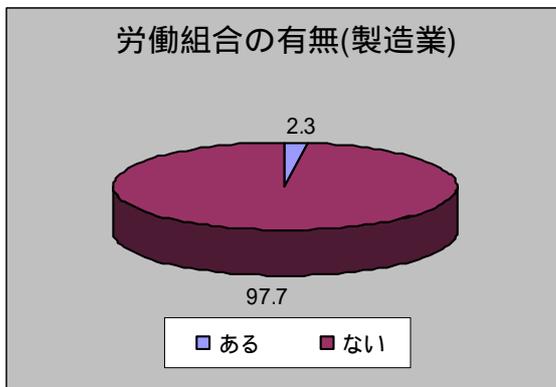
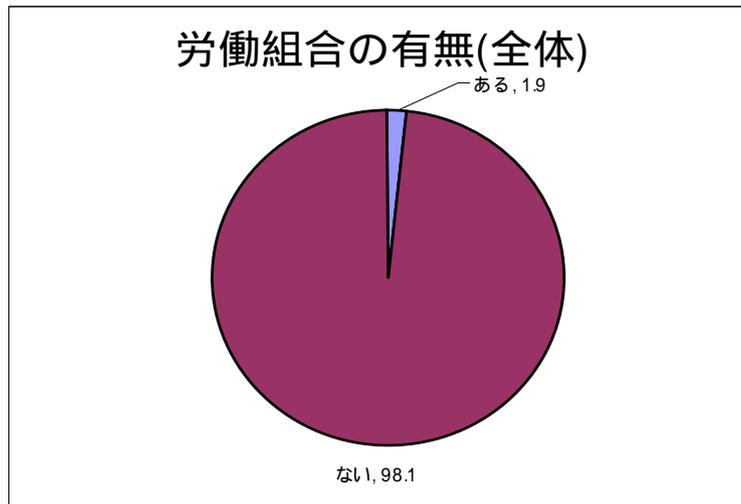
常用労働者の年齢構成は、「45～54歳」の占める割合が最も多く23.1%、次いで「25歳～34歳」21.2%、「35歳～44歳」20.3%の順と続き、60歳以上は12.4%となっている。業種別・規模別でも、全て「45～54歳」の占める割合が高くなっている。



(4)労働組合の有無

213事業所うち労働組合が「ある」と回答した事業所が4事業所、「ない」と回答した事業所が209事業所であった。

「ある」と回答した事業所の内訳を業種別でみると、製造業、非製造業ともに2事業所となっている。規模別では従業員「1～9人」1事業所、「10～29人」1事業所、「30～99人」が2事業所となっている。



・ 調査結果の概要

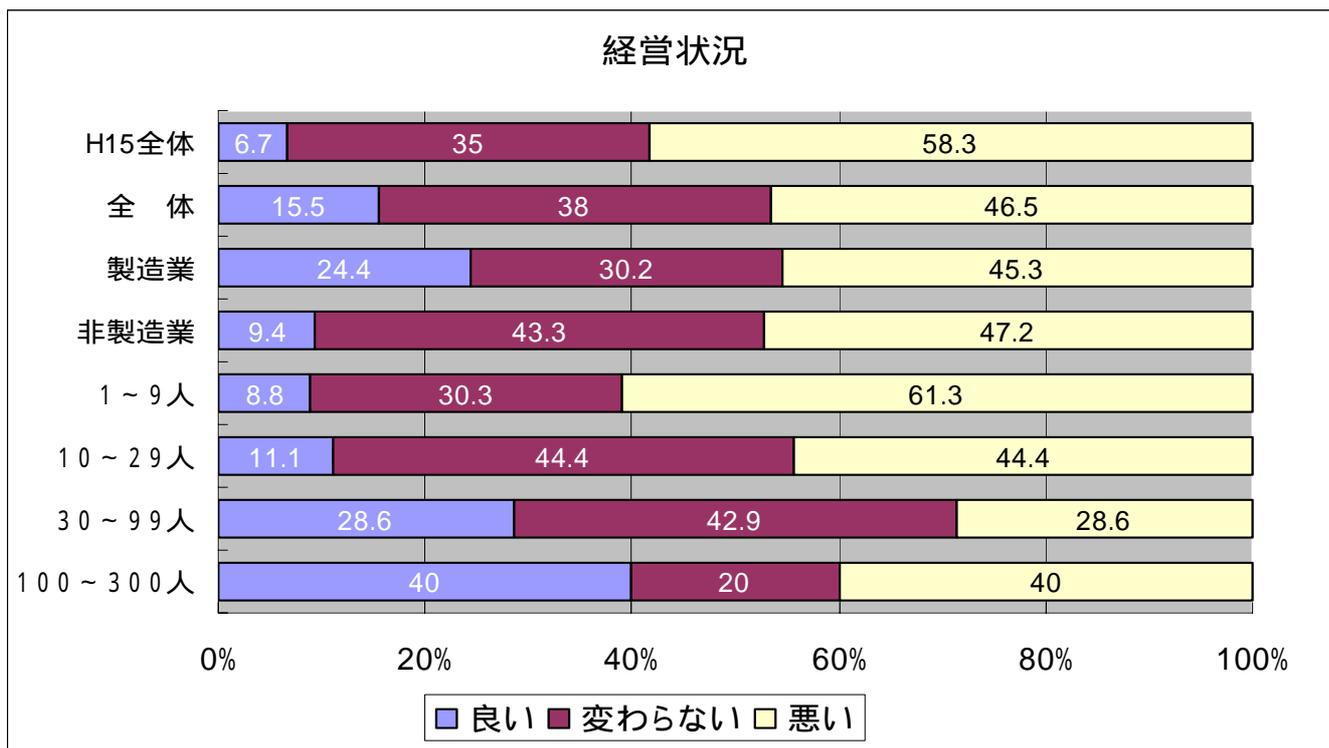
1. 経営について

(1) 経営状況

経営状況は、「良い」15.5%、「変わらない」38%、「悪い」46.5%となっており、前回調査(H15年度)に比べ「良い」が8.8%の増加、「変わらない」が3%増加、「悪い」が11.8%減少した。

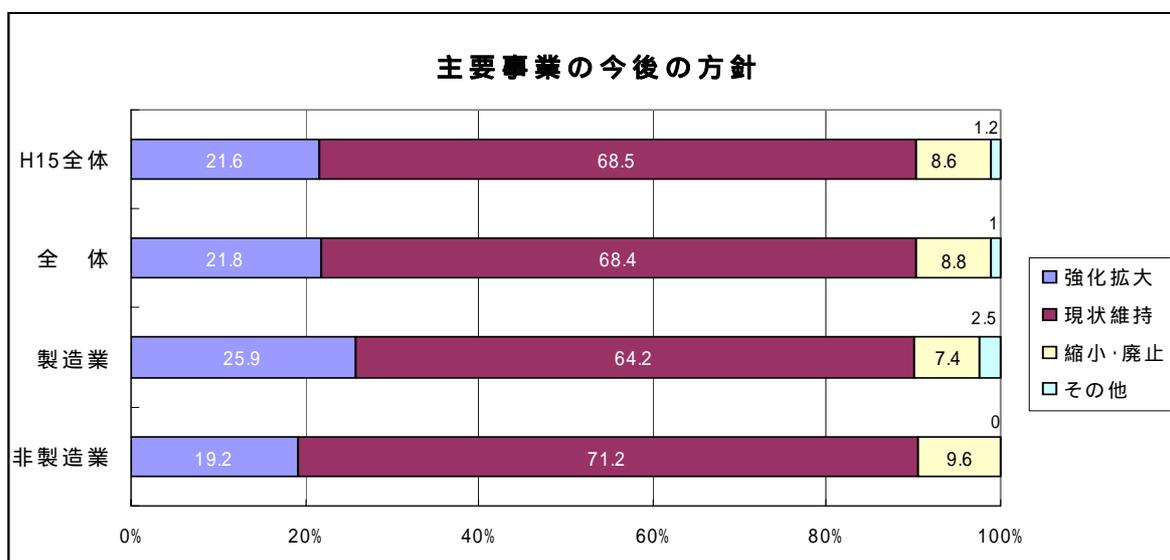
業種別では、製造業で「良い」が24.4%(前年比18.4%増)、非製造業で9.4%(前年比2.1%増)と増加傾向にある。

規模別で見ると、「100～300人」で「良い」が40%増加し、「変わらない」が37.1%減少している。規模別でもそれぞれで「良い」と回答した事業所が増えている。



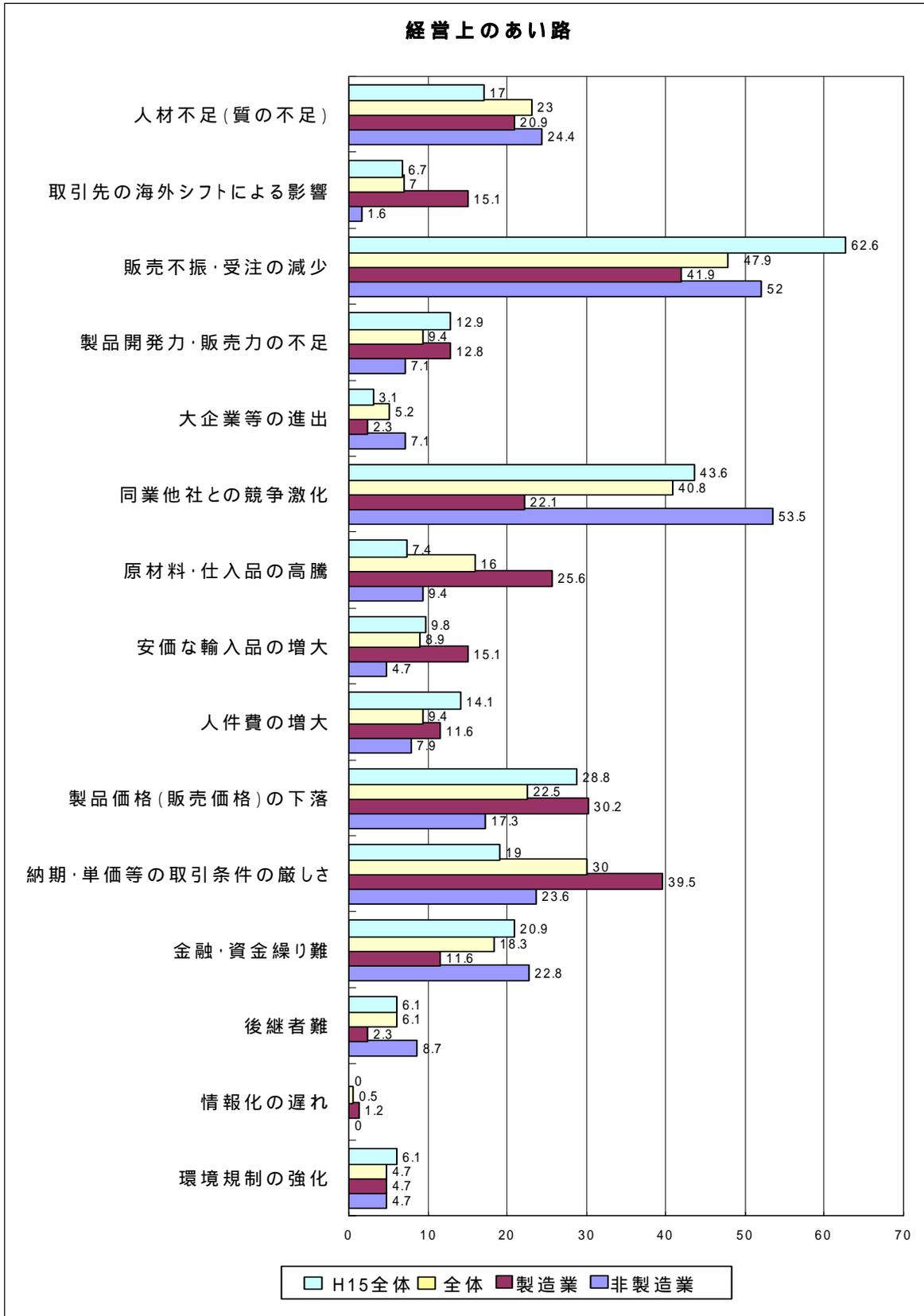
(2) 主要事業の今後の方針

主要事業の今後の方針は、「現状維持」68.4%、「強化拡大」21.8%となっており、前回調査(H15年度)と比べ「現状維持」が0.1%減、「強化拡大」が0.2%増加と大きく変化はない。



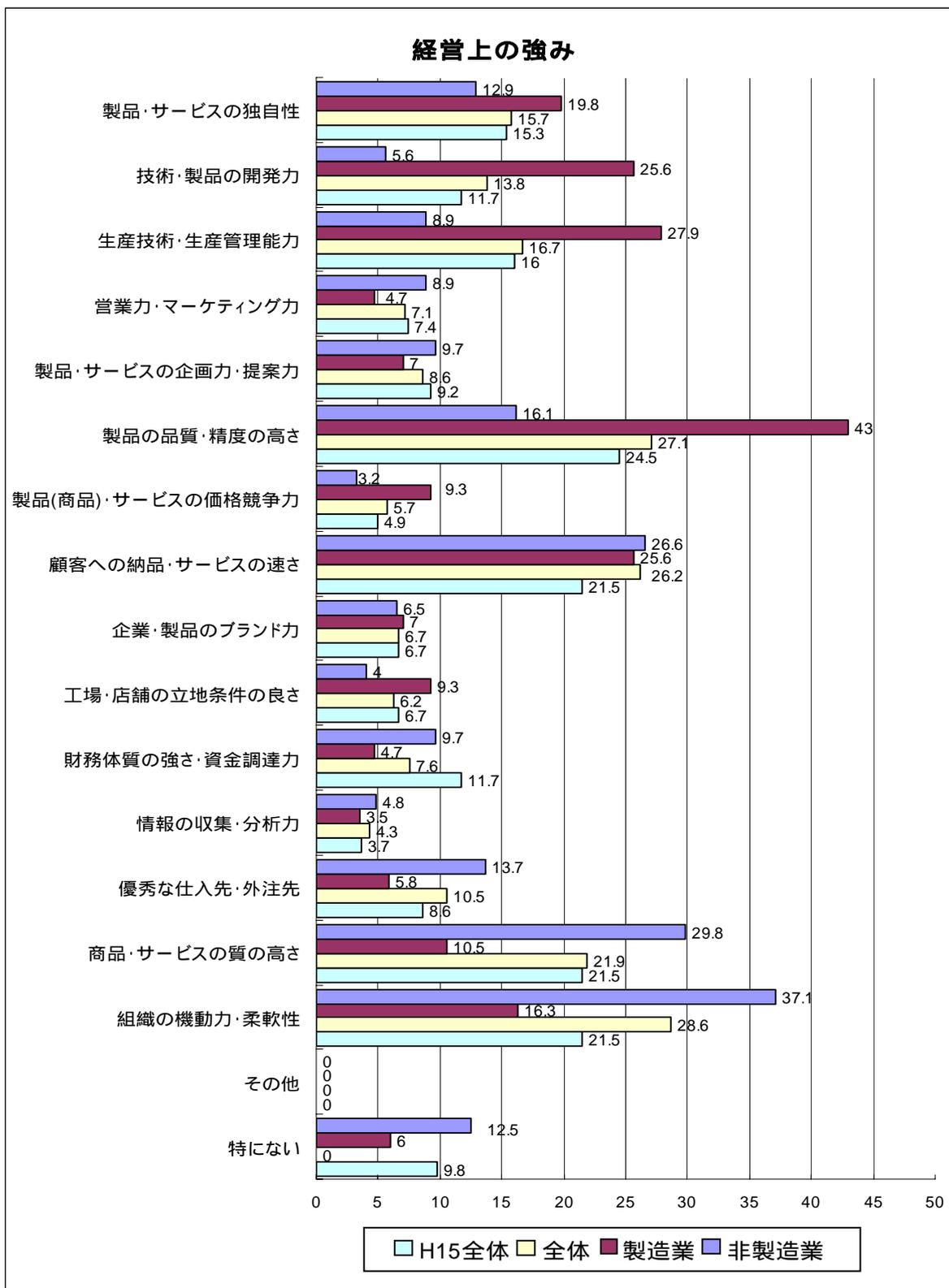
(3) 経営上のあい路

経営上のあい路は、「販売不振・受注の減少」が47.9%、「同業他社との競争激化」が40.8%、「納期・単価等の取引条件の厳しさ」が30%となっており、前回調査(H15年度)と比べて減少しているものの、「販売不振・受注の減少」、「同業他社との競争激化」は、上位を占めており、依然として経営上の大きな問題となっている。



(4) 経営上の強み

経営上の強みは、「組織の機動性・柔軟性」が28.6%、「製品の品質・精度の高さ」27.1%、「顧客への納品・サービスの速さ」26.2%、「商品・サービスの質の高さ」21.9%となっている。業種別に見ると、製造業では「製品の品質・精度の高さ」、「生産技術・生産管理能力」、「顧客への納品・サービスの速さ」が上位を占め、非製造業では「組織の機動性・柔軟性」、「商品・サービスの質の高さ」が上位を占めており、それぞれの業種の強みとしている。

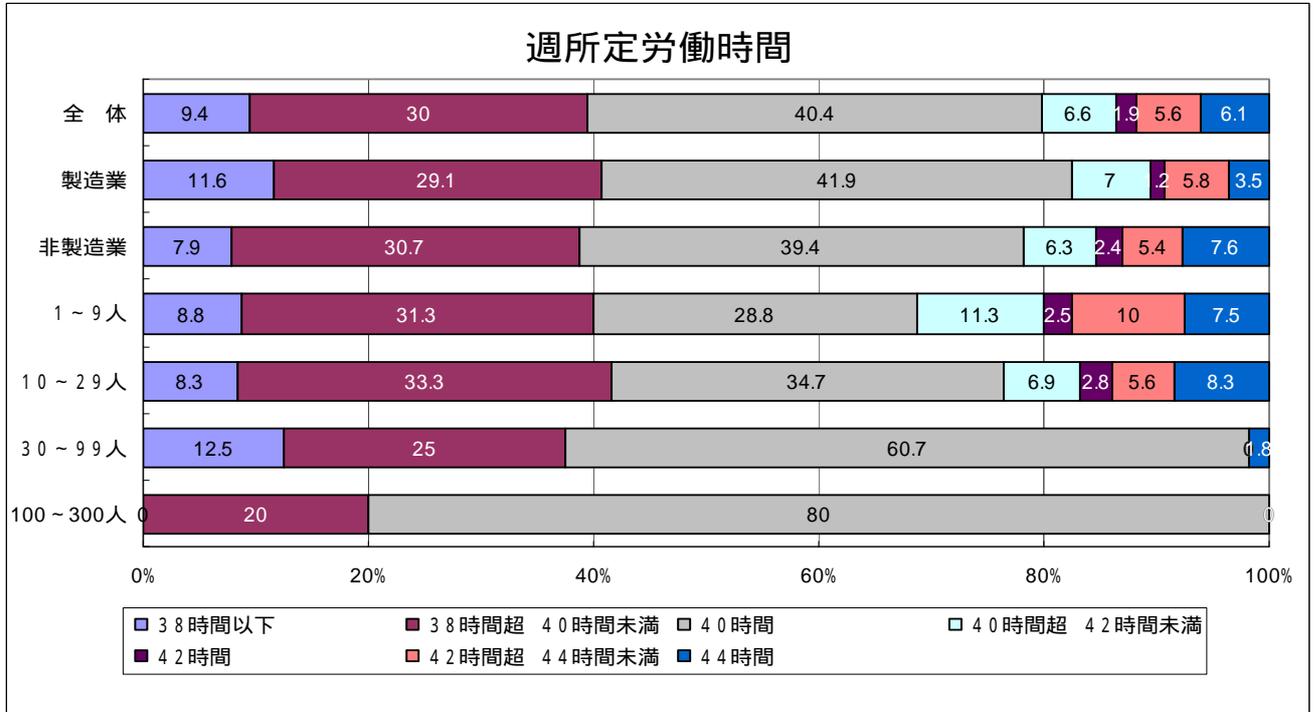


2. 従業員（パートタイマー・短時間労働者を除く）の労働時間について

(1) 従業員 1 人当りの週所定労働時間

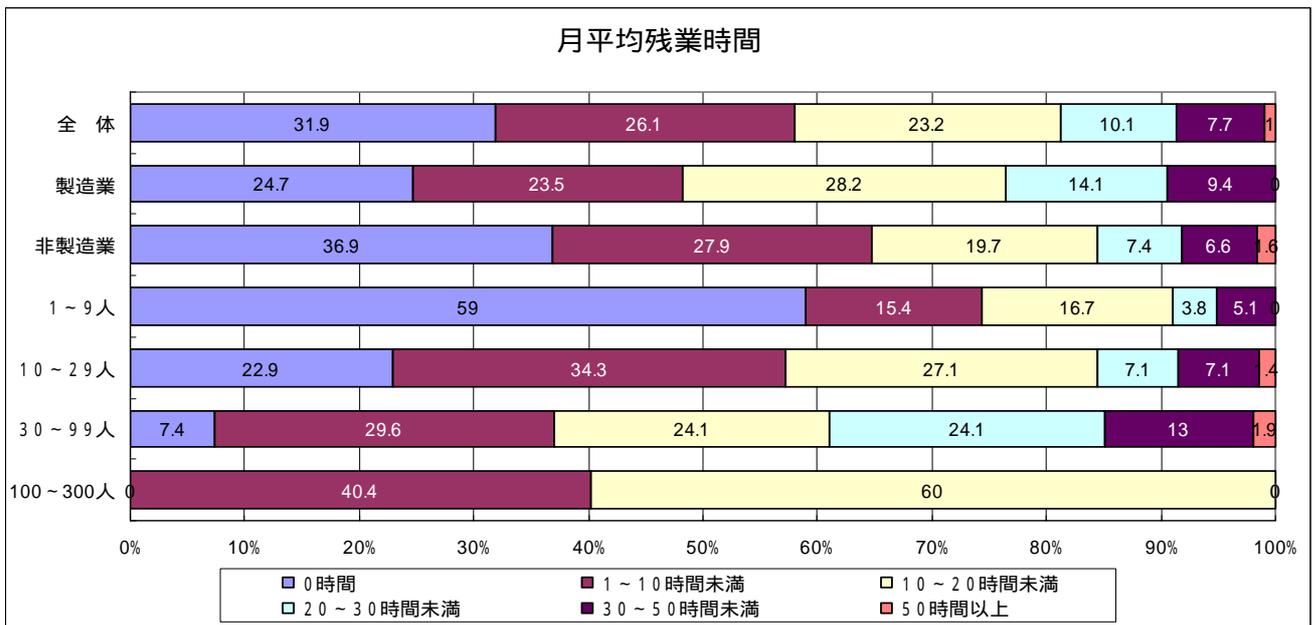
週所定労働時間は、「40 時間」40.4%、「38 時間超 40 時間未満」30%、「38 時間以下」9.4%となっており、40 時間以下の事業所が全体の 79.8%を占めている。

週所定労働時間は、従業員規模が小さいほど長時間の傾向にある。



(2) 従業員 1 人当りの月平均残業時間

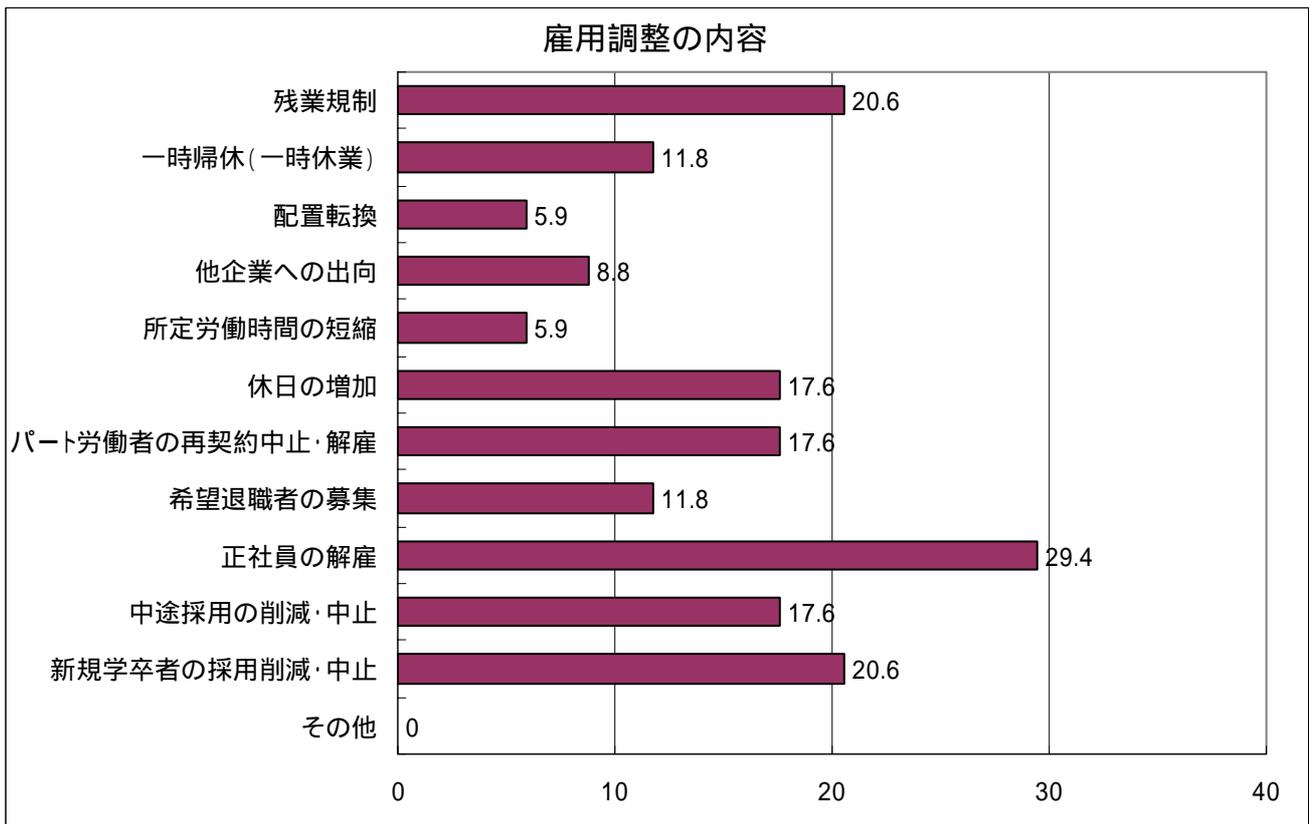
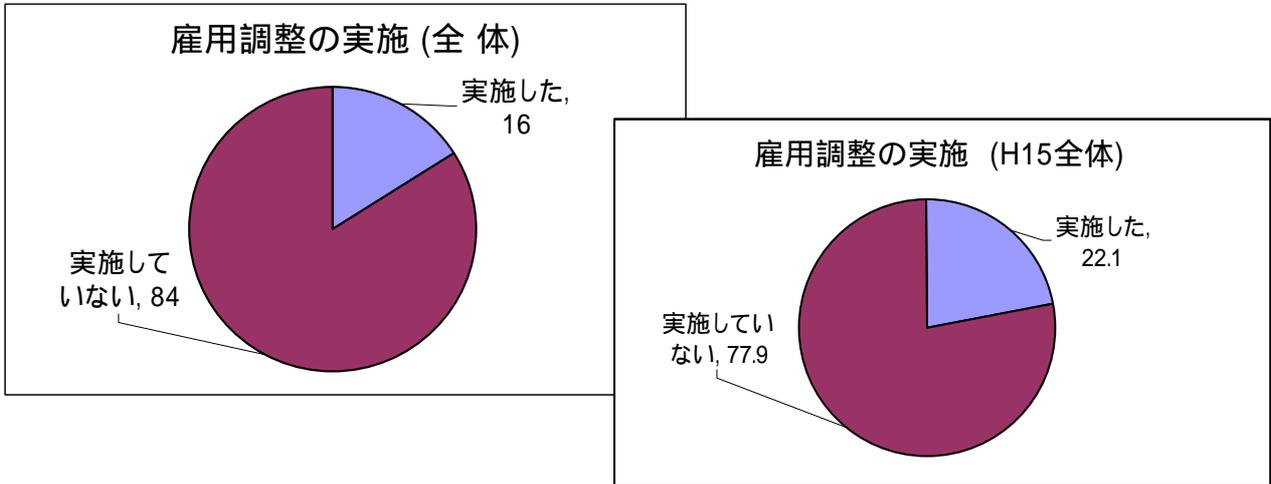
月平均の従業員 1 人当りの残業時間を見ると、残業が「なし」と回答した事業所は 31.9%、「1～10 時間未満」26.1%、「10～20 時間未満」23.2%となっている。従業員規模で見ると 1～9 人は 59%が残業時間は「なし」と回答しており、所定労働時間とは対照的に従業員規模が小さい程、残業時間が少なくなっていることが分かる。



3. 雇用調整について

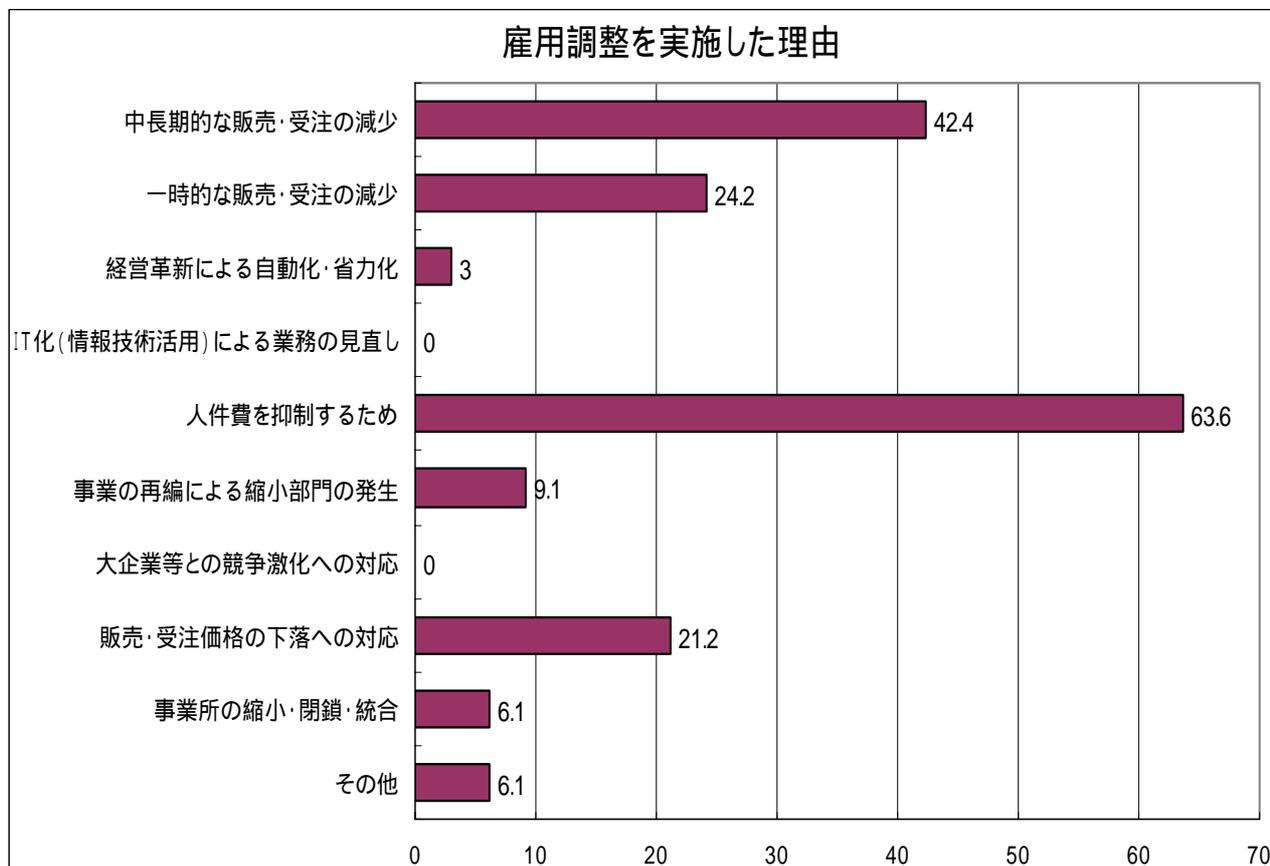
(1) 雇用調整の実施・内容について

雇用調整を実施した事業所は、16%となっており、前回調査(H15年度)と比較して、6.1%の減少傾向となっている。雇用調整を実施した内容は、「正社員の解雇」29.4%、「残業規制」と「新規学卒者の採用削減・中止」20.6%、「中途採用の削減・中止」17.6%となっている。



(2) 雇用調整を実施した理由

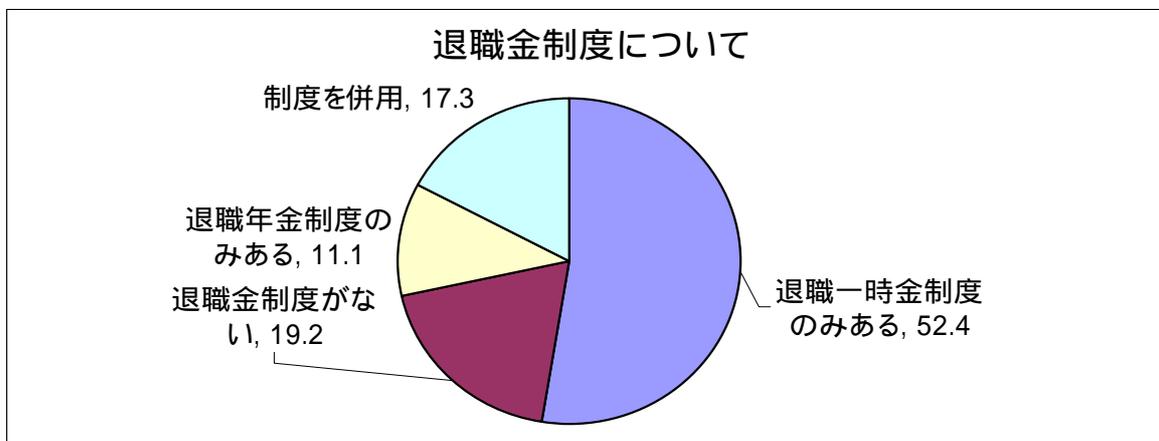
雇用調整を実施した理由は、「人件費の抑制」が63.6%と昨年より10.8%の増加となりトップとなった。続いて「中長期的な販売・受注の減少」42.4%、「一時的な販売受注の減少」24.2%となっており、依然として中小企業の厳しい経営状況がうかがえる。



4. 退職金制度について

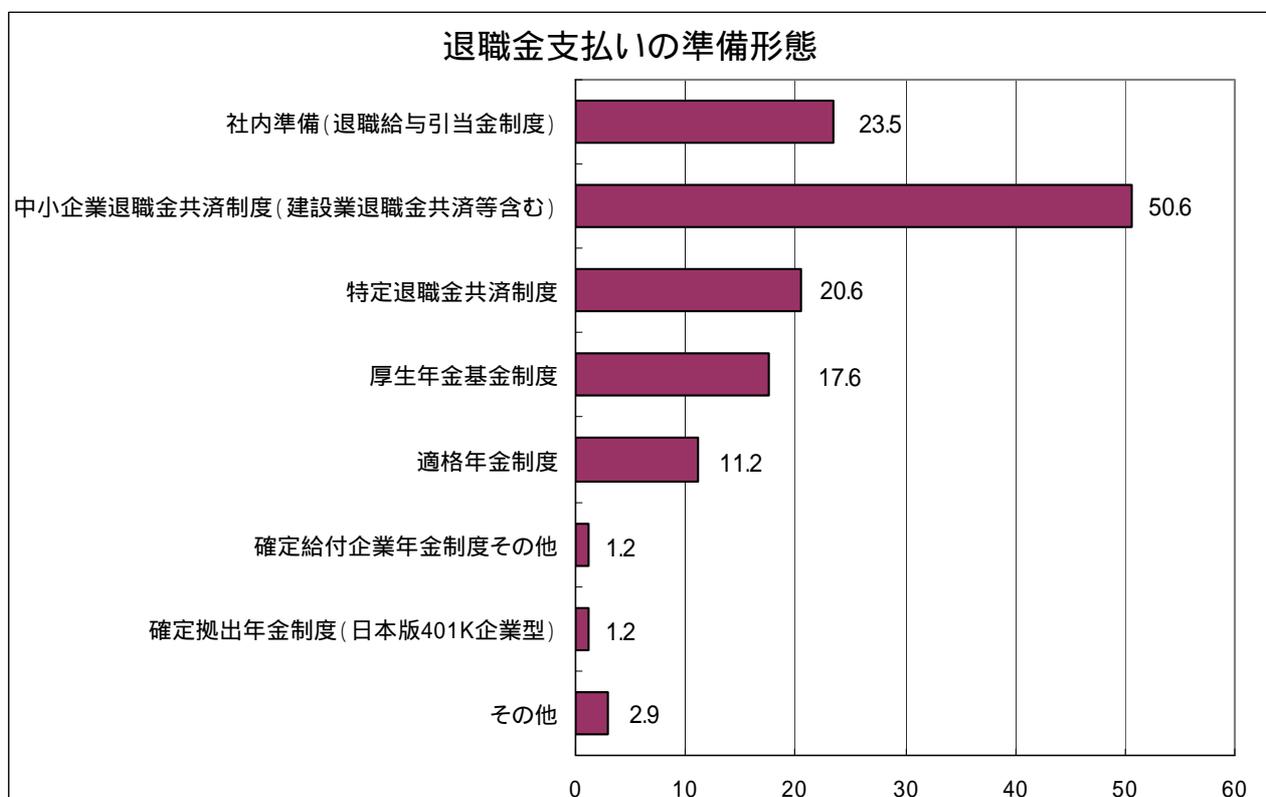
(1) 退職金制度の有無について

退職金制度については、「退職一時金のみがある」52.4%、「退職年金制度のみがある」11.1%、「退職一時金・年金制度を併用している」17.3%と8割以上が退職金制度を有している。一方で、「退職金制度はない」とする事業所も19.2%ある。



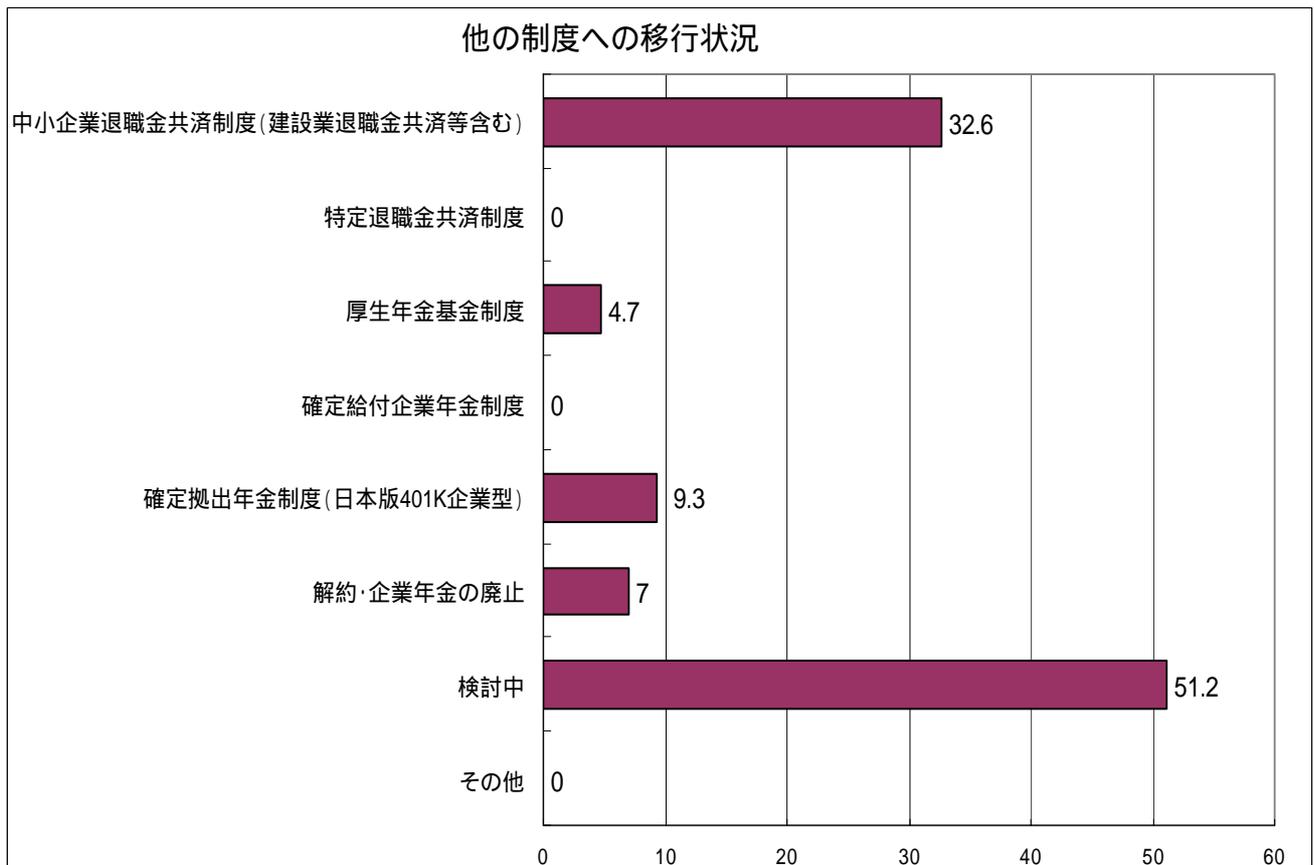
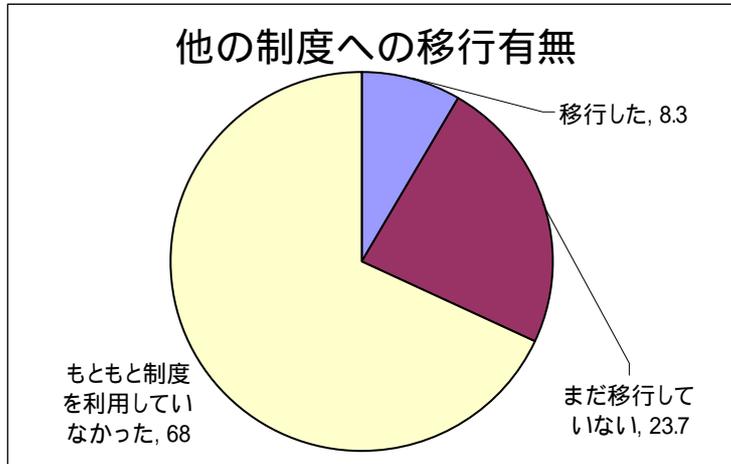
(2) 退職金の支払準備形態について

いずれかの退職金制度があると回答した企業のうち、その支払準備形態の上位については「中小企業退職金共済制度（建設業退職金共済等含む）」が50.6%、「社内準備（退職給与引当金制度）」23.5%、「特定退職金共済制度」20.6%になっている。



(3) 適格年金制度以外の制度への移行状況について

適格年金制度が平成24年3月末に廃止されることに伴っての他制度への移行について「既に移行した」8.3%、「まだ移行していない」23.7%、「もともと制度を利用していなかった」68%になっている。

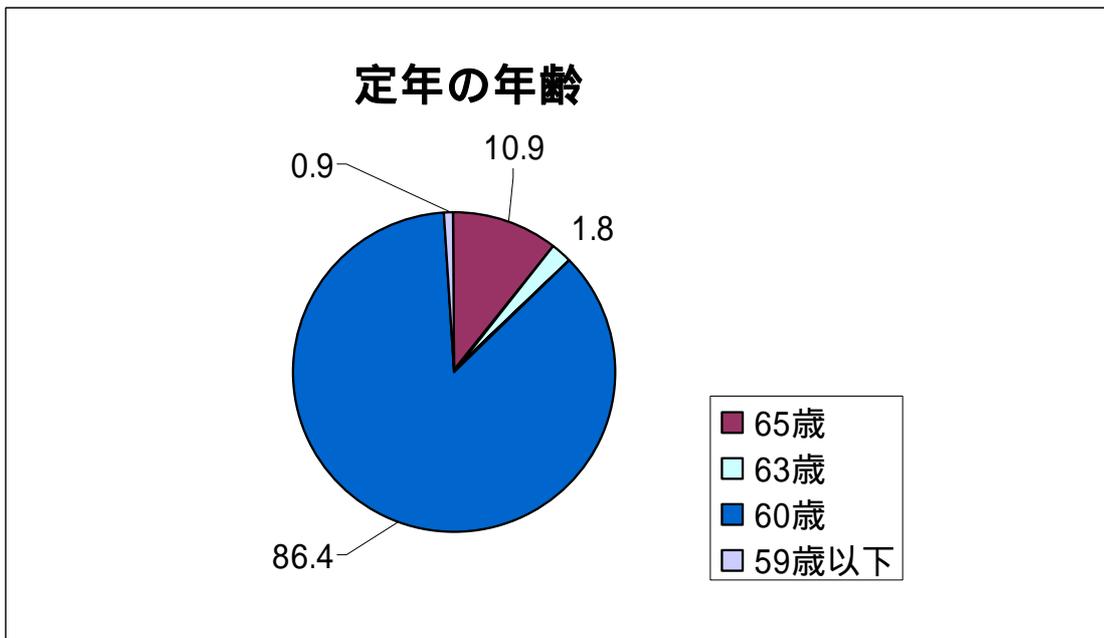
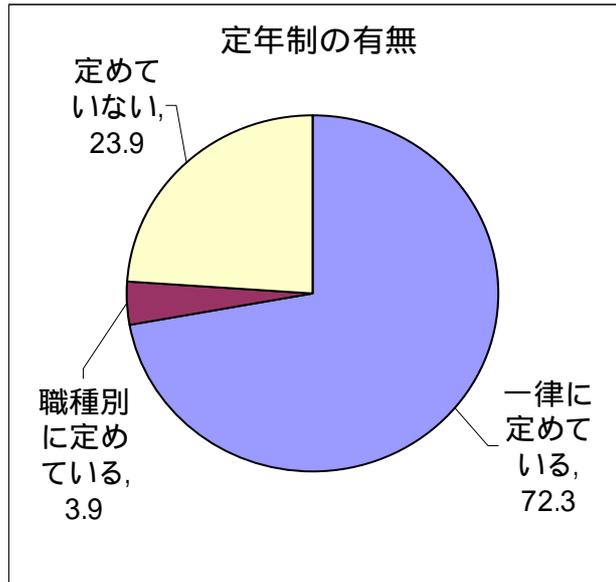


5. 定年制及び雇用継続制度について

(1) 定年制について

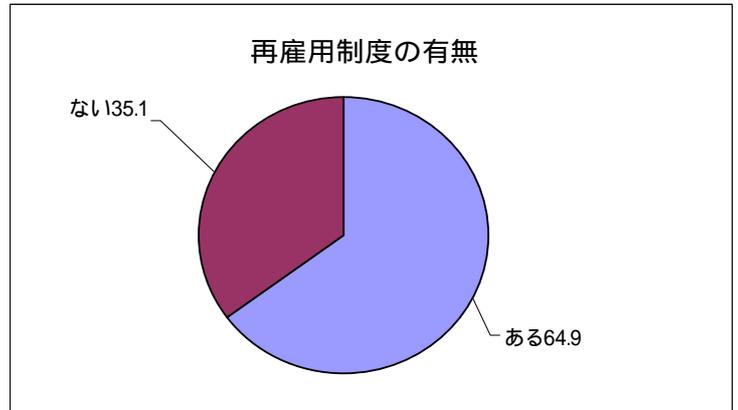
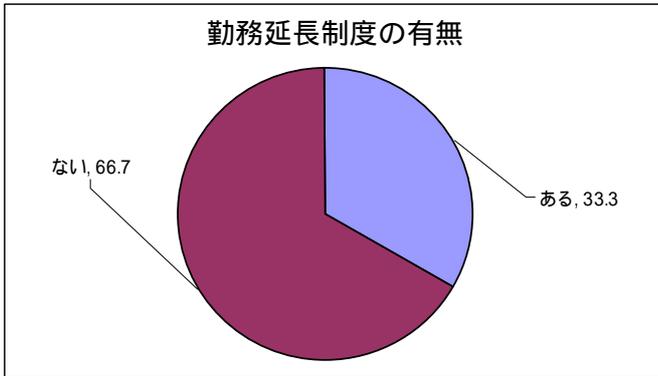
定年制を「一律に定めている」72.3%、「職種別に定めている」3.9%、「定めていない」23.9%となっており、「一律に定めている」のうち定年の年齢を60歳と定める事業所が86.4%を占めている中で、60歳を超える年齢を定めている事業所が12.7%ある。

平成16年12月1日から始まる高年齢者等雇用安定法の改正により、今後段階的に、定年の引き上げや継続雇用制度導入等、必要な措置が義務付けられるため、平成17年中には事業所における対応が図られることになるであろう。



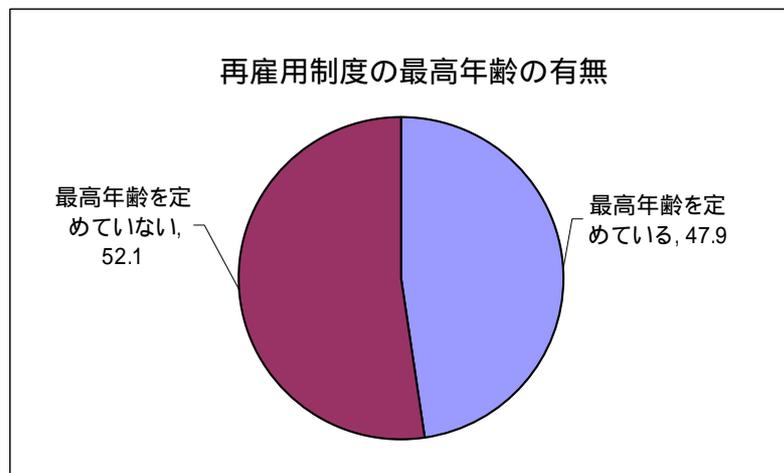
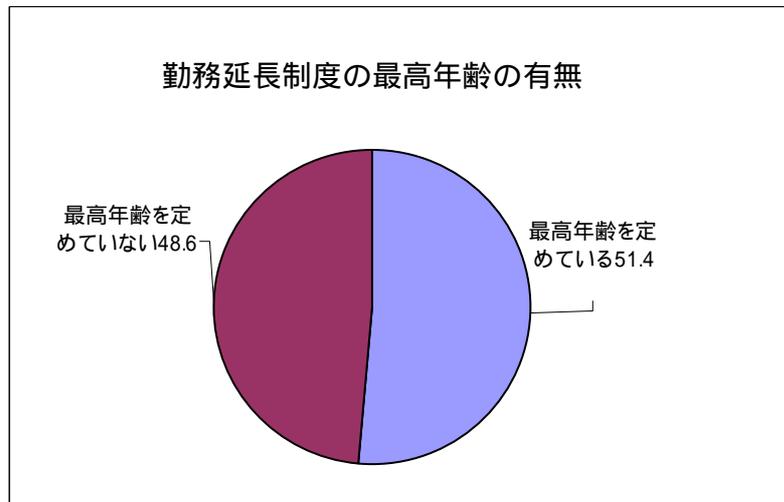
(2) 定年到達者の勤務延長・再雇用の制度について

勤務延長制度が「ある」33.3%、「ない」66.7%に対し、再雇用制度については「ある」64.9%「ない」35.1%となっており、各事業所における再雇用延長制度の普及が目立つ。



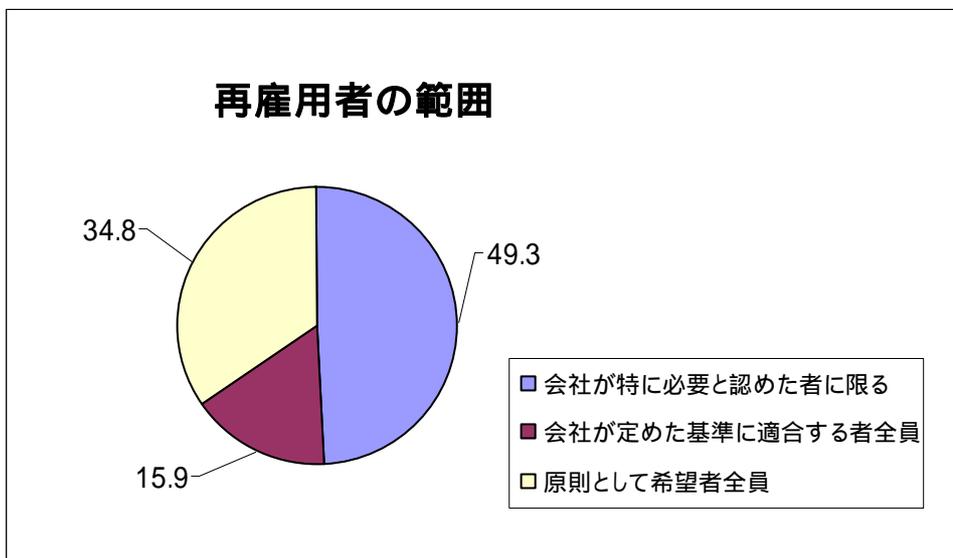
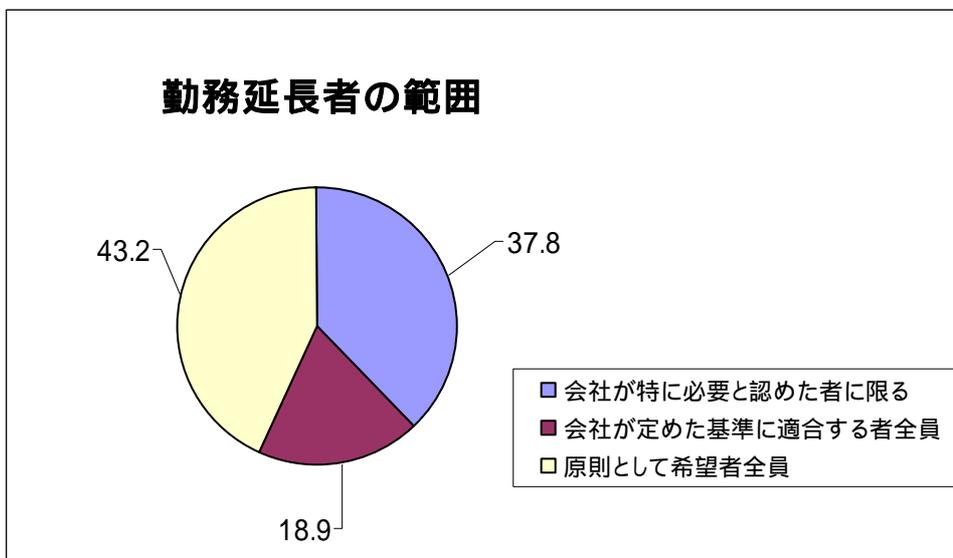
(3) 勤務延長・再雇用における最高年齢の有無

勤務延長制度では最高年齢を「定めている」51.4%、「定めていない」48.6%となっておりし、再雇用制度については「定めている」47.9%「定めてない」52.1%となっている。



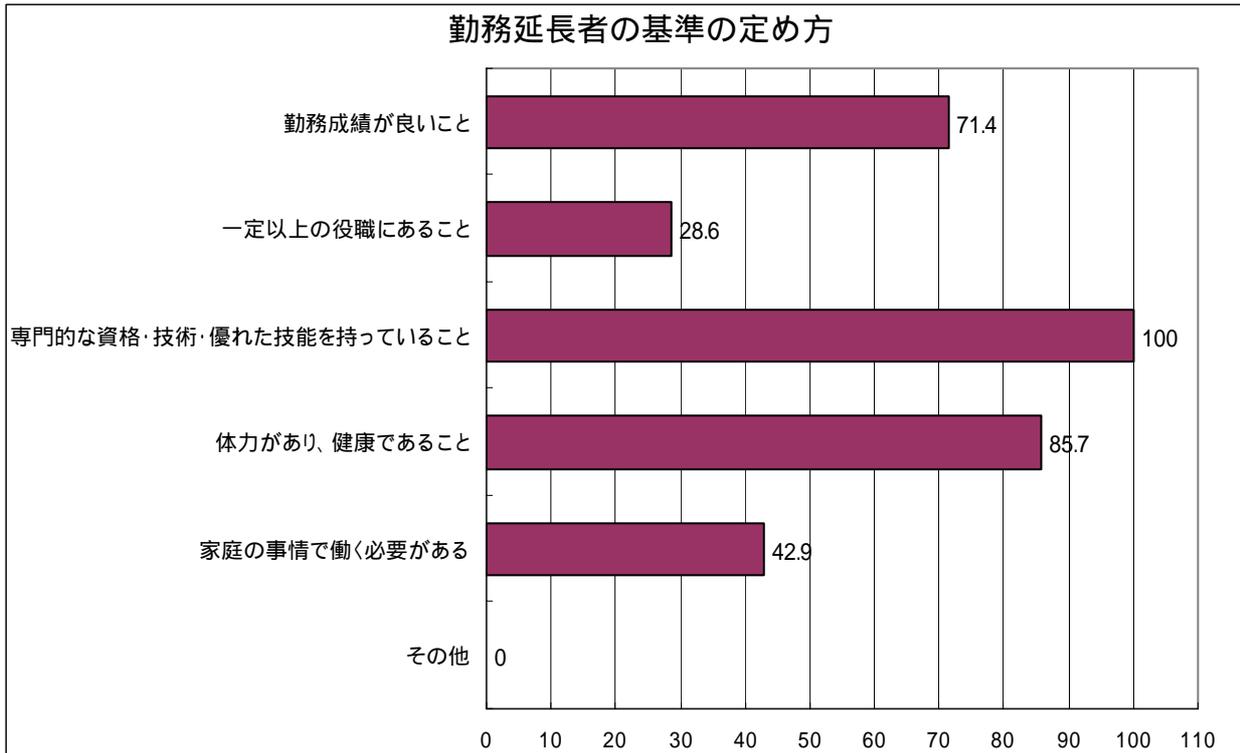
(3) 制度が適用される対象者の範囲について

勤務延長制度が「ある」と回答した事業所のうち対象者を「原則とし希望者全員」43.2%、「会社が定めた基準に適合する者全員」18.9%、「会社が特に必要と認めた者に限る」37.8%となっており、同様に再雇用延長制度が「ある」と回答した事業所のうち対象者を「原則とし希望者全員」34.8%、「会社が定めた基準に適合する者全員」15.9%、「会社が特に必要と認めた者に限る」49.3%となっている。

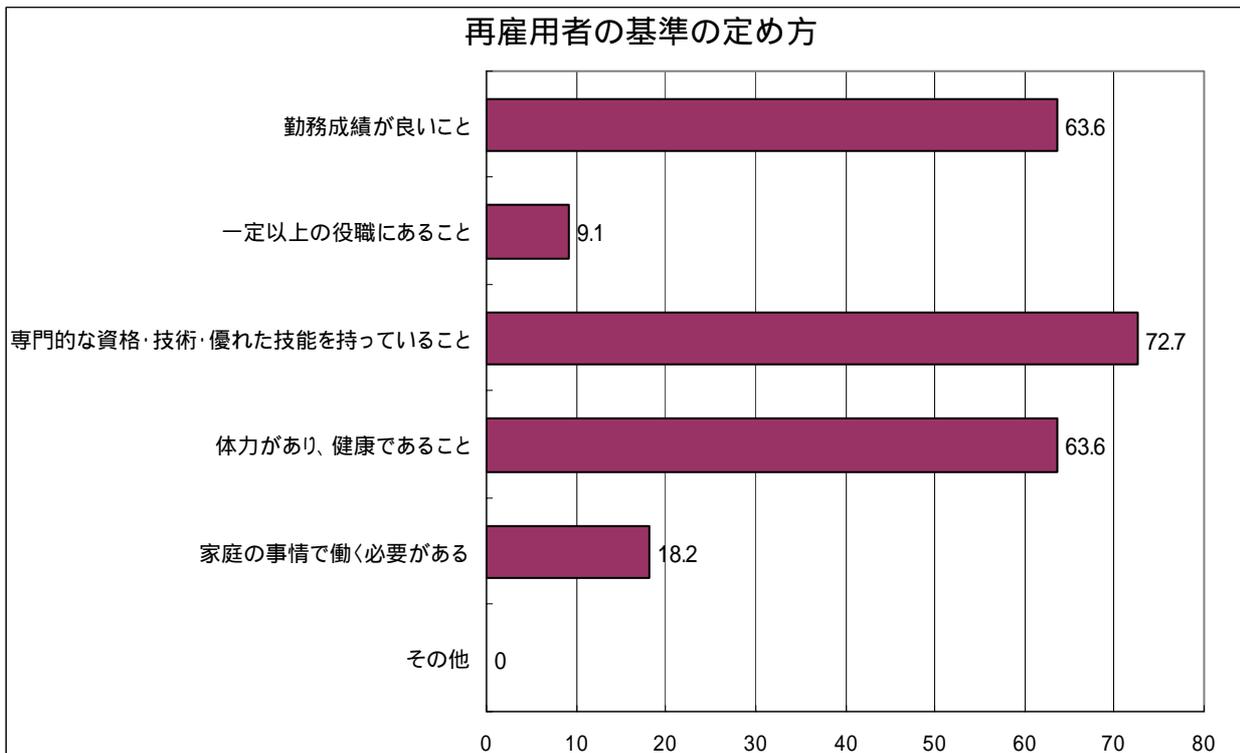


(4) 勤務延長制度・再雇用制度の基準の定め方

制度適用される対象者の範囲において「会社が定めた基準に適合する者全員」と回答した事業所が定めている基準（複数回答）は、勤務延長制度の場合「専門的な資格・技術・優れた技能をもっていること」100%、次いで「体力があり、健康であること」85.7%、「勤務成績が良いこと」71.4%となっている。

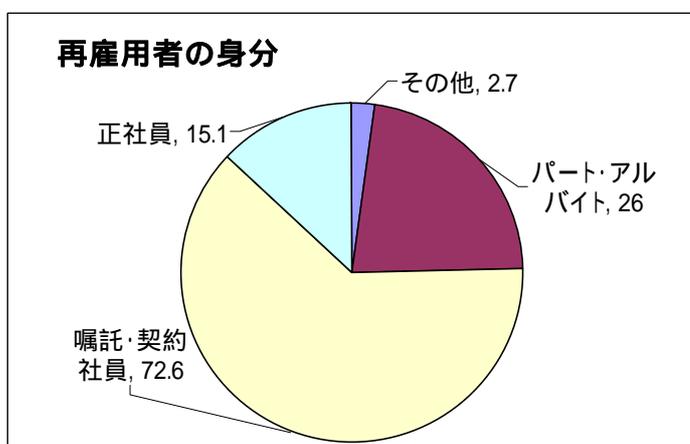
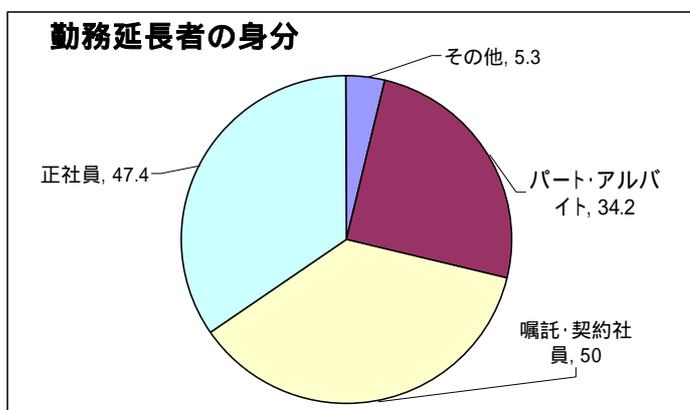


同様に、再雇用制度を適用する事業所の基準は、「専門的な資格・技術・優れた技能をもっていること」72.7%、次いで「体力があり、健康であること」、「勤務成績が良いこと」が共に 63.6%となっている。勤務延長制度・再雇用制度の基準の定め方については、専門的な資格・技能・技術を有した熟練者が優遇されている傾向にある。



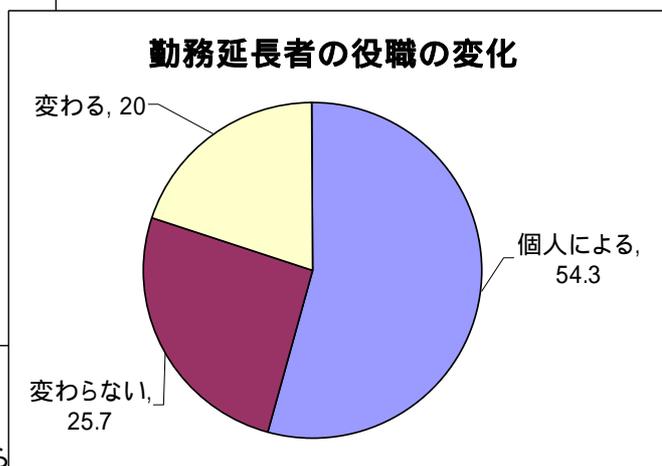
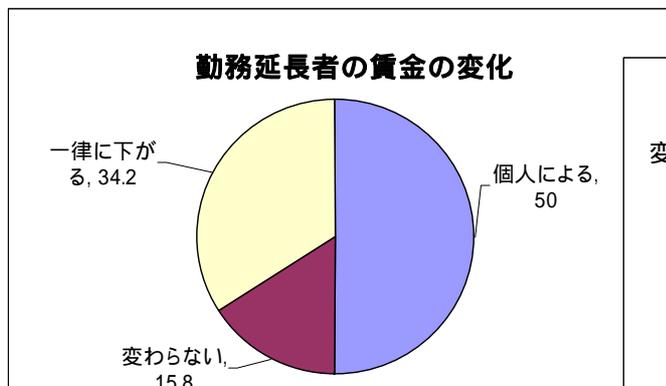
(5) 勤務延長者・再雇用者の身分

勤務延長者としての身分については、「嘱託・契約社員」50%、「正社員」47.4%、「パート・アルバイト」34.2%となっている。再雇用者においては、「嘱託・契約社員」72.6%、「パート・アルバイト」26%、「正社員」15.1%の順になっており、勤務延長者と比較して、「正社員」として雇用される率が大幅に低くなっている。



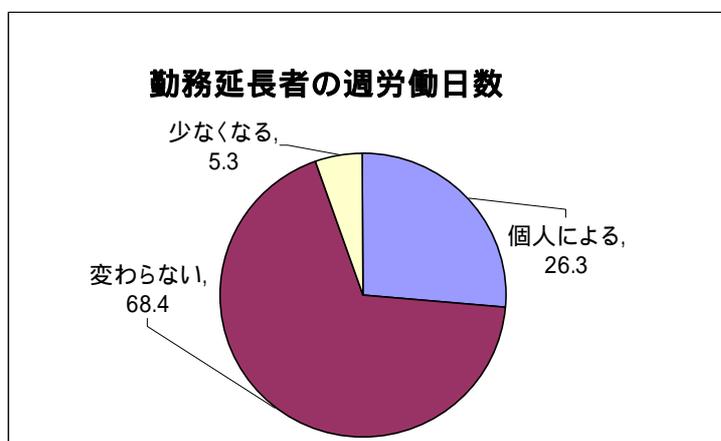
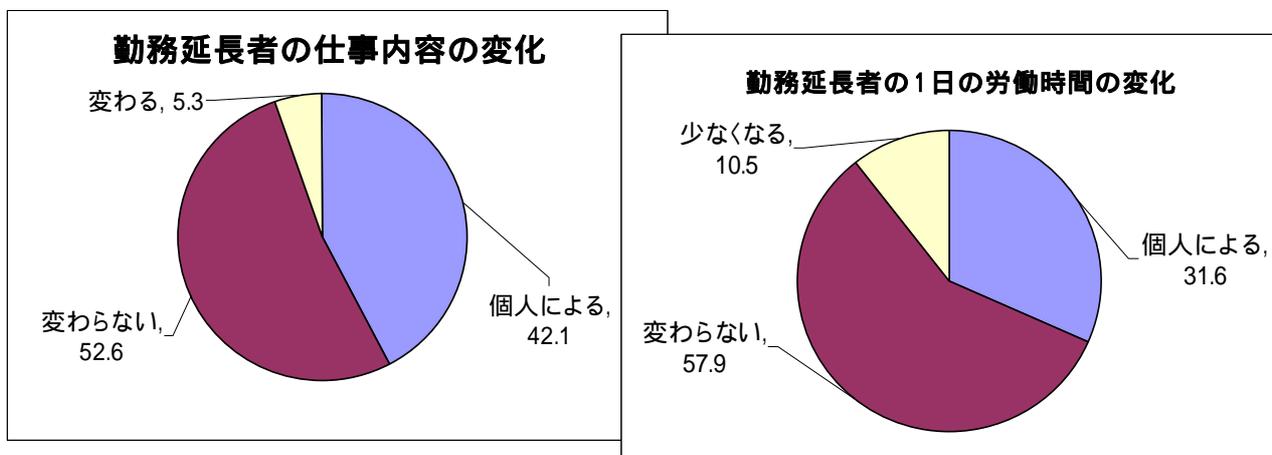
(6) 勤務延長者・再雇用者の労働条件（定年時との比較）

勤務延長者の労働条件を定年時と比較すると賃金については、「個人による」50%、「一律に下がる」34.2%、「変わらない」15.8%。役職については、「個人による」54.3%、「変わらない」25.7%、「変わる」20%となっており、「個人による」とする回答が半数を占めている。

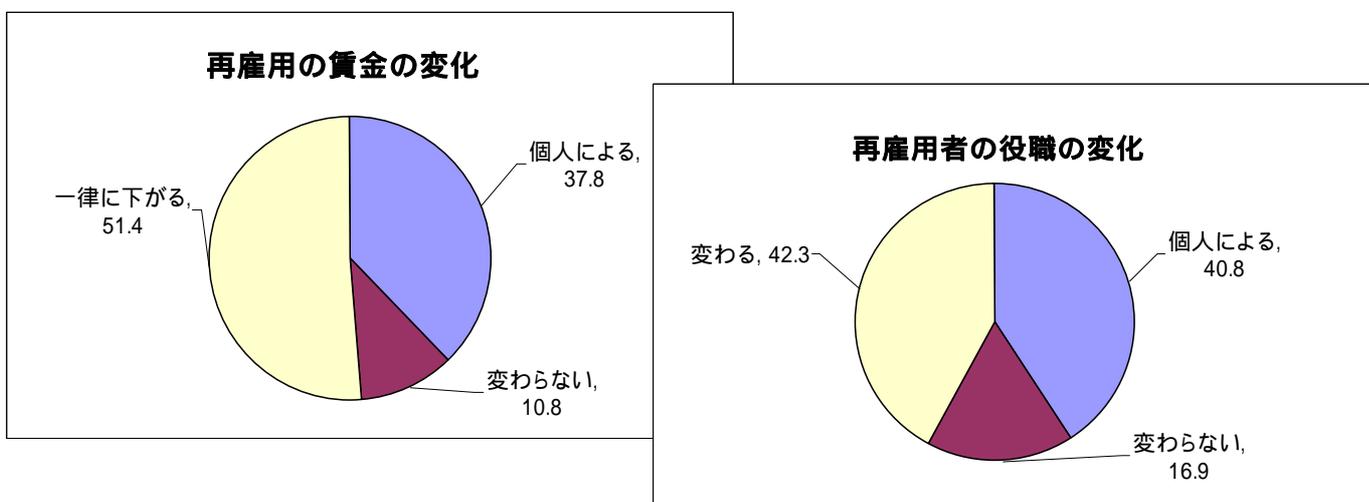


また、仕事の内容については、「変わら

5.3%。1日の労働時間は、「変わらない」57.9%、「個人による」31.6%、「少なくなる」10.5%となっており、週労働日数についても、「変わらない」68.4%、「個人による」26.3%、「少なくなる」5.3%と、いずれも定年時と比較して「変わらない」と回答した事業所が、半数を上回った。

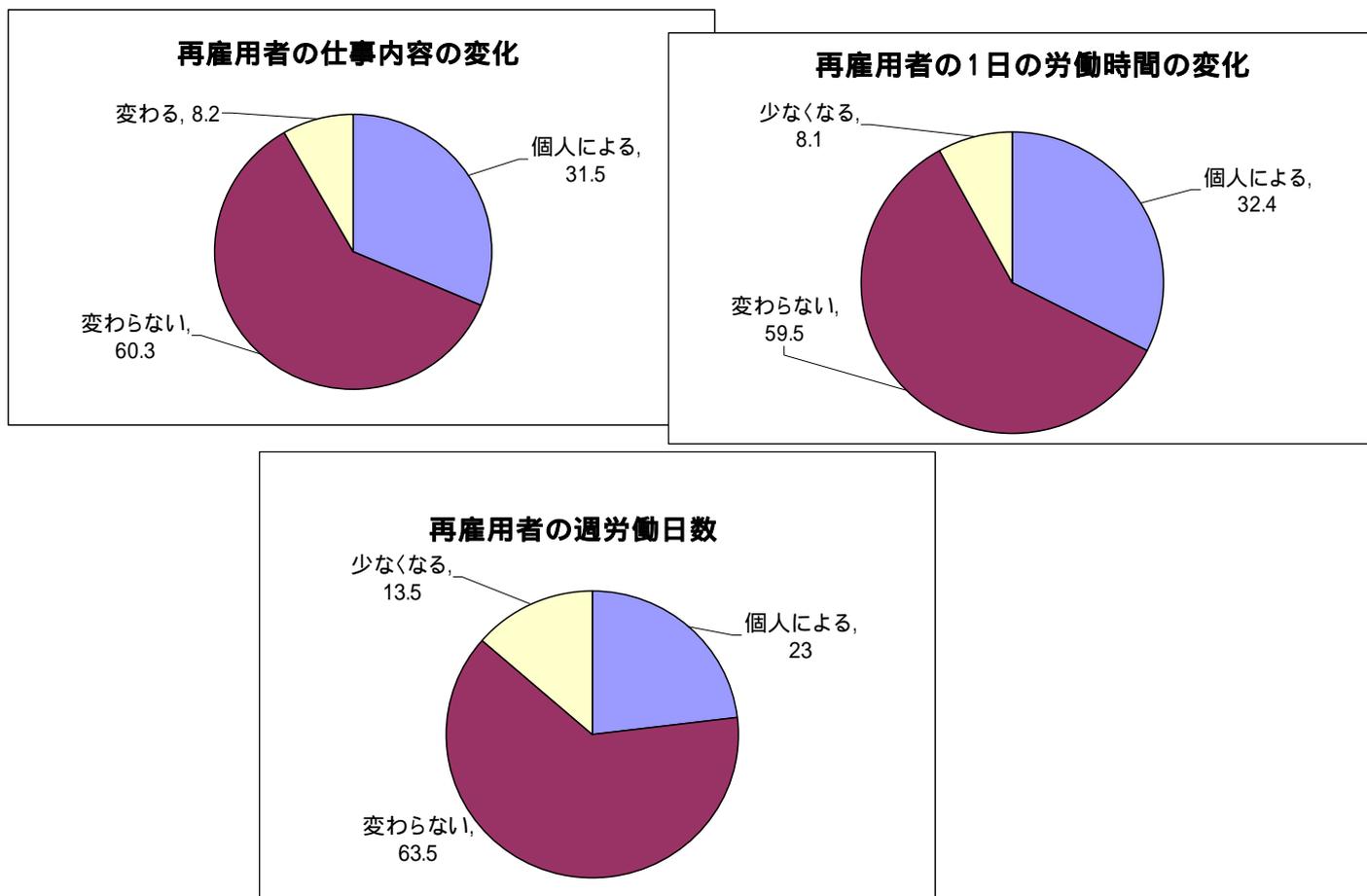


再雇用者の労働条件を定年時と比較すると賃金については、「一律に下がる」51.4%、「個人による」37.8%、「変わらない」10.8%。役職については、「変わる」42.3%、「個人による」40.8%、「変わらない」16.9%となっており、定年時と比べると条件は、厳しくなっている。



また、仕事の内容については、「変わらない」60.3%、「個人による」31.5%、「変わる」

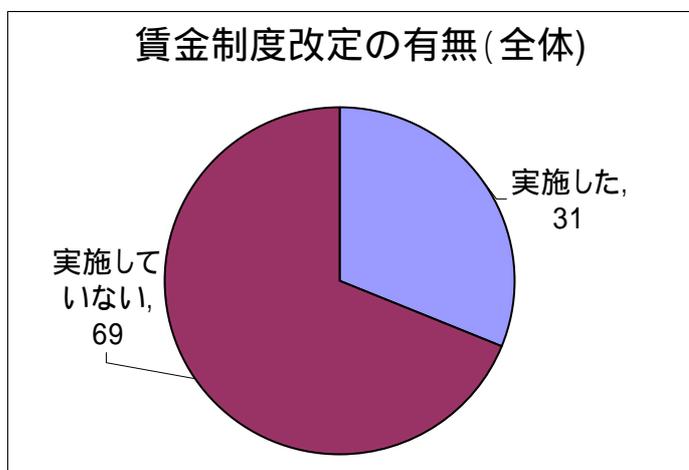
8.2%。1日の労働時間は、「変わらない」59.5%、「個人による」32.4%、「少なくなる」8.1%となっており、週労働日数についても、「変わらない」63.5%、「個人による」23%、「少なくなる」13.5%と、勤務延長者と同様に、いずれも定年時と比較して「変わらない」と回答した事業所が、半数を上回る結果となった。



6. 賃金制度について

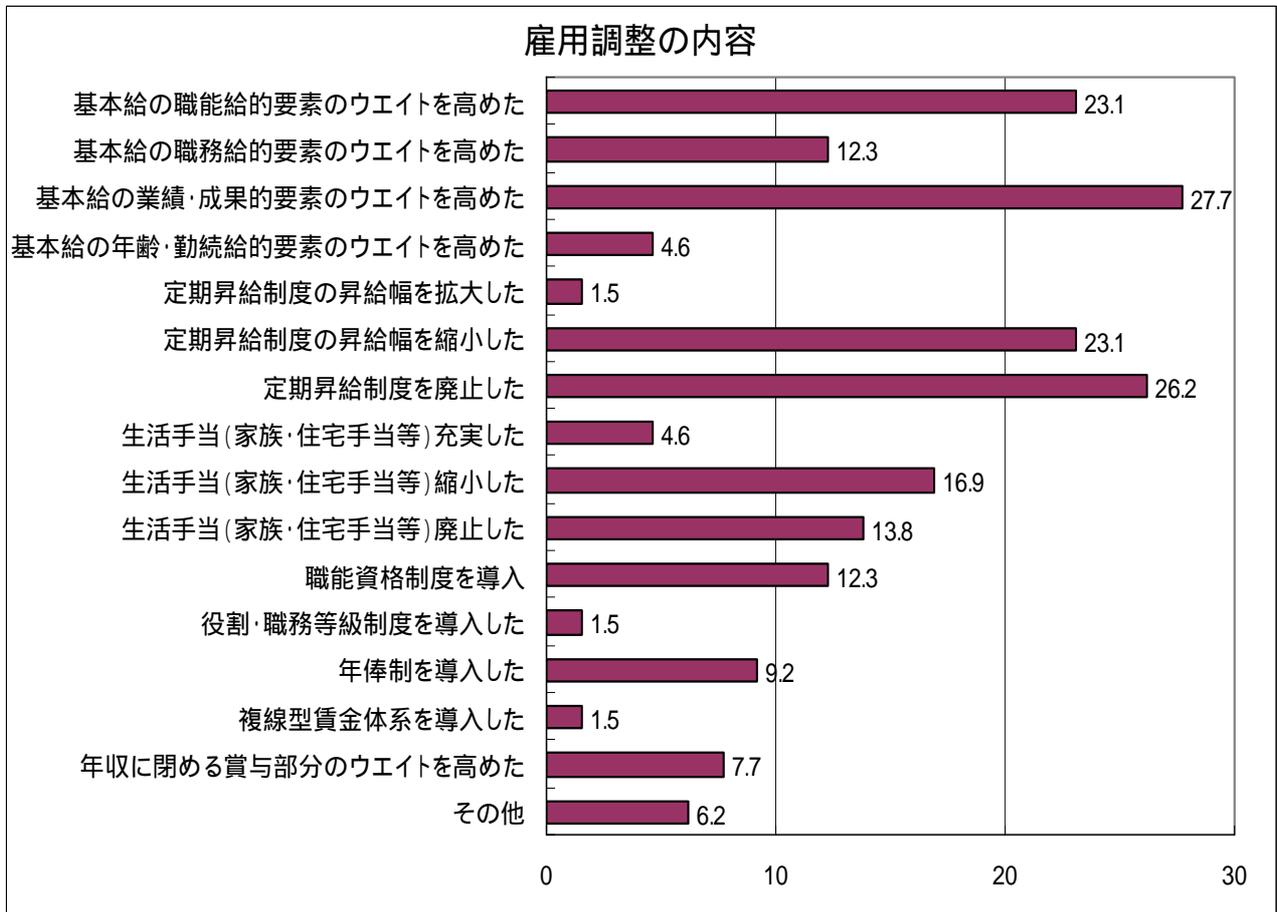
(1)ここ5年以内の賃金制度の改定について

賃金制度の改定（ここ5年以内）を「実施している」事業所は31%で、「実施しなかった」とする事業所は69%となった。



(2)改定内容について

「実施した」と回答した事業所の改定内容の上位は「基本給の業績・成果的要素のウエイトを高めた」27.7%、「定期昇給制度を廃止した」26.2%、「基本給の職能的要素のウエイトを高めた」「定期昇給制度の昇給幅を縮小した」が、それぞれ23.1%となっており、基本給における成果・能力的要素のウエイトが高まる一方で、定期昇給制度の見直しが進んでいる。



7. 新規学卒者の採用について

(1) 新規学卒者の初任給について(単純平均)

平成 16 年 3 月新規学卒者 1 人当たり平均初任給額(平成 16 年 6 月支給額)は、「高校卒」技術系 158,239 円、事務系 153,830 円。「専門学校卒」技術系 162,780 円、事務系 170,550 円。「短大(含高専)」技術系 167,240 円、事務系 157,675 円。「大学卒」技術系 180,870 円、事務系 187,806 円となっている。

単位：円

	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
全 体	158,239	153,830	162,780	170,550	167,240	157,675	180,870	187,806
製造業	154,623	164,575	158,260	163,300	174,067	163,300	180,175	190,148
非製造業	161,527	146,667	167,300	177,800	157,000	155,800	181,333	186,400
1～9人	155,000	-	146,500	-	-	-	-	-
10～29人	157,970	155,000	-	-	173,000	-	176,000	-
30～99人	161,843	153,538	170,257	170,550	173,600	162,567	187,740	193,889
100～300人	144,400	-	143,000	-	143,000	143,000	172,667	177,667

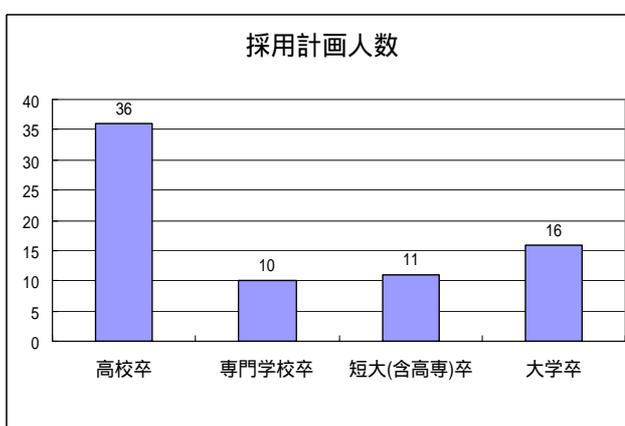
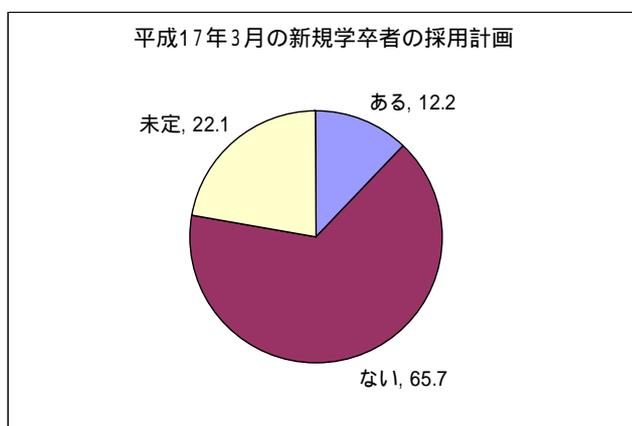
(2) 新規学卒者の採用充足状況

新規学卒者の採用充足率は、「高校卒」事務系、「専門学校卒」技術系・事務系、「短大(含高専)卒」技術系が高い充足率となっており、「大学卒」事務系の充足率は低くなっている。

新卒者の別	事務系 技術系 の別	採用計画 人数	採用実績 人数	採用 充足率
高校卒	技術系	54	52	9.63
	事務系	5	5	100
専門学校卒	技術系	15	15	100
	事務系	2	2	100
短大(含高専)卒	技術系	6	6	100
	事務系	5	4	80
大学卒	技術系	15	14	93.3
	事務系	14	11	78.6

(3) 平成 17 年 3 月の新規学卒者の採用計画

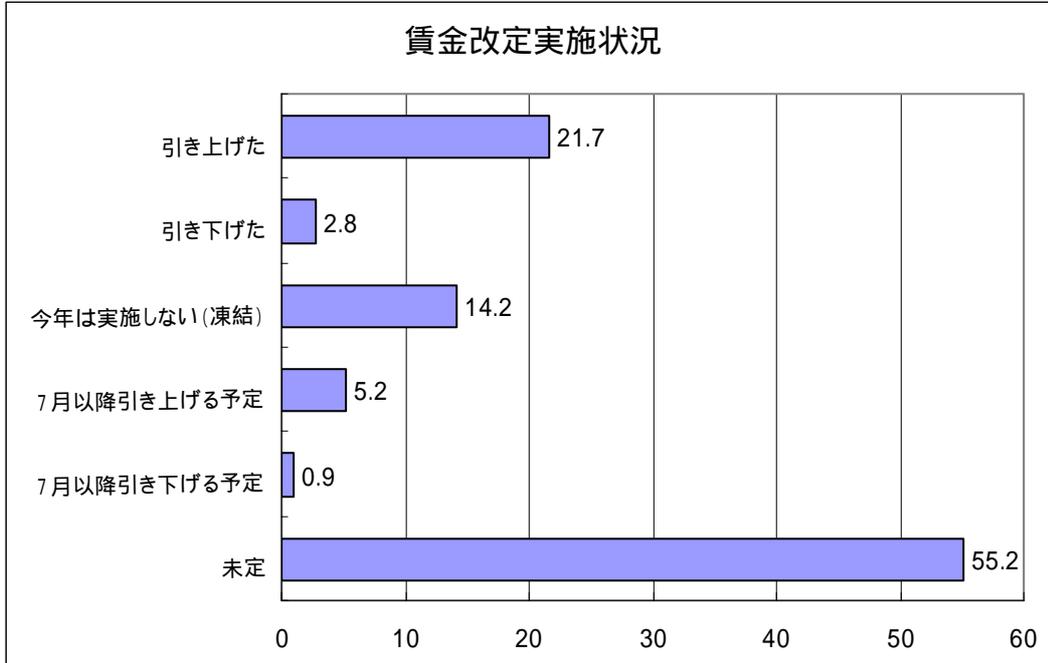
平成 17 年 3 月の新規学卒者の採用計画は、「ある」と回答した事業所は 12.2% しかなく、昨年度より 3.2% 減少、「ない」が 65.7% であり、回答のあった 213 社の集計結果から見ると、採用計画は、来年も厳しい状況にあり、採用計画人数は、高校卒が 36 人、専門学校卒 10 人、短大(含高専)卒 11 人、大学卒 16 人となっている。



8. 賃金改定について

(1) 賃金改定実施状況

平成 16 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間の賃金改定実施状況は、「引き上げた」21.7%と、昨年より 7.1%減少している。また、「今年は実施しない(凍結)」14.2%と低率に留まっているのに対し、「未定」と回答した事業所は 55.2%と大幅に延びている。



(2) 平均賃金・賃金改定額

賃金改定を実施した事業所の平均賃金は 265,068 円で、平均昇給額は 3,901 円、平均昇給率は 1.49%となっている。規模別では、「10～29人」の昇給額が高く、「製造業」の方が賃金・昇給額とも「非製造業」をわずかに上回っている。

平均賃金、賃金改定額・率(単純平均)

	平均賃金	平均昇給額	平均昇給率
全 体	265,068	3,901	1.49
製造業	265,754	4,354	1.67
非製造業	264,383	3,450	1.32
1～9人	272,881	2,040	0.75
10～29人	255,601	5,271	2.11
30～99人	268,354	4,859	1.84
100～300人	267,500	-5,600	-2.05